

松阪市中小企業エネルギー価格高騰対策緊急支援補助金
運用の手引き

※補助事業を実施する前に必ずお読みください。

松阪市 産業文化部 企業誘致連携課

1. 事業の目的

原油、ガス、電気等のエネルギー価格高騰により影響を受ける市内の中小企業に対し、省エネ設備の更新費用の一部を補助することで、その影響を緩和し、経営基盤強化につなげることを目的とするものであり、本目的に合致するもののみが、事業の対象となります。

2. 補助対象事業の内容

(1) 補助対象者

次の1～3の全てを満たす方を対象とします。

1. 松阪市内に本社若しくは事業所を有する小規模事業者・中小企業者等※であること
2. 松阪市税の滞納がないこと
3. 松阪市が別途実施する「松阪市中小企業収益力向上・賃上げ環境整備補助金」及び「松阪市農業経営体物価高騰緊急対策事業補助金」の交付決定を受けていない者

※中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準ずる中小企業。中小企業団体及びその他の法人、個人事業主については「別紙 中小企業者等の定義」をご確認ください。

(2) 補助対象事業

1. 対象となる事業内容

市内拠点において実施する省エネ機器への更新に係る事業

<注意事項>

・既存設備からの更新が対象であり、新規設備の導入のみの事業は対象外です。

2. 対象となる資産

機械装置、器具、建物付属設備等

<注意事項>

・LED照明、発電・蓄電関連設備、車両、建物は対象外です。

・国や県など他の補助金と重複して対象とすることはできません。

3. 交付要件

省エネ効果10%以上(原油換算量ベース) ※後述の省エネ効果の計算方法を参照

4. 対象となる経費

設計費／設備費／工事費

<注意事項>

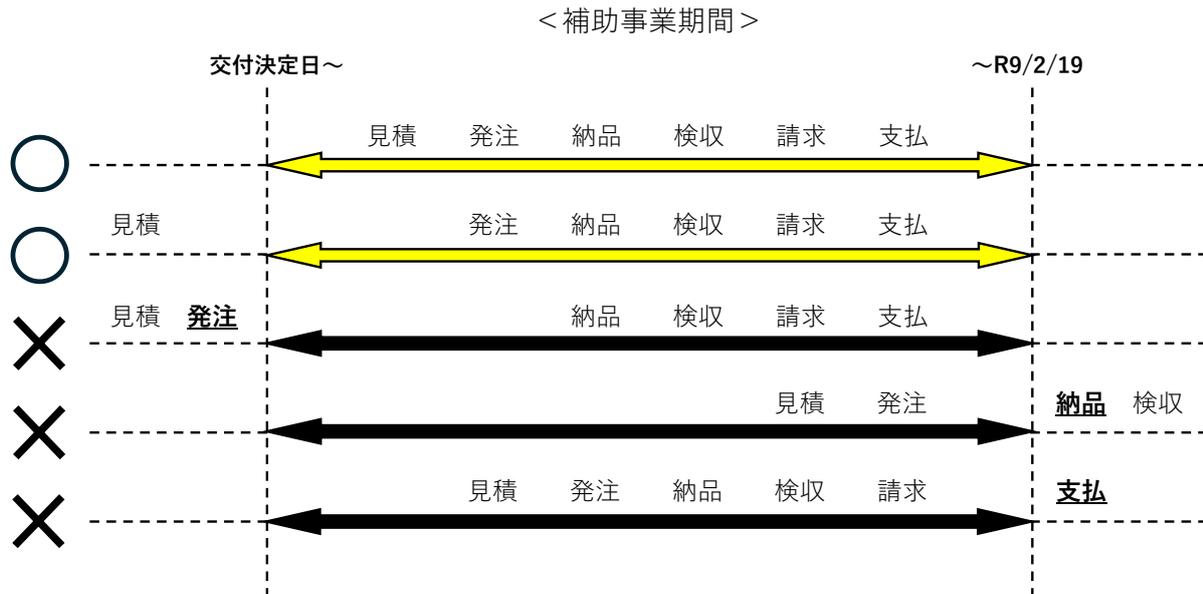
・既存設備の処分費用を含むことはできません。

5. 補助率・補助限度額

補助金額は、補助対象経費の1/2以内とし、上限300万円(下限10万円)とします。

(3) 補助対象事業の実施期間

【補助事業における調達の手続きの補助対象可否判断】



- ・交付決定日 から 令和9年2月19日(金)までに要した経費を補助対象とします。
- ・交付決定前に着手(発注)した場合は対象となりません。
- ・令和9年2月19日(金)までに対象資産の取得及び経費の支払いを完了している必要があります。

(4) 補助事業実施にかかる注意事項

当該補助事業を実施するうえで、下記の事項について違反をした場合には、交付決定の取消、交付済みである補助金の返還を命じることがありますので十分注意してください。

- ・松阪市中小企業エネルギー価格高騰対策緊急支援補助金交付要綱並びに同補助金交付要領の規定に違反したとき
- ・交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ・補助金をその目的外の用途に使用したとき
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

3. 審査基準・選定方法

(1) 審査基準

- ・本補助金交付要綱並びに交付要領に定める補助対象要件を満たしているか。

【具体例】

- ・補助対象者は、市内に本社・事業所を有する中小企業者等か
- ・補助事業は、市内拠点において実施するものか
- ・補助事業は、令和9年2月19日までに完了する見込みか
- ・設備更新による省エネ効果は10%以上か
- ・補助申請額は、10万円以上になっているか

上記のほか、申請書類の内容に不備等ないか確認します。

(2) 応募多数の場合の選定方法

次の順に上位より補助申請額が予算額に達するまで選出します。

- ①省エネ効果における率の高い順
- ②省エネ効果における原油換算量の多い順

<注意事項>

- ・①②の順に選定し、予算額に達する段階において同位で並ぶ者がいる場合は、選定上位を除く予算残額を按分します。

【具体例】

企業名	補助申請額	省エネ効果(率)	省エネ効果(原油換算量)
A社	200万円	20%	0.8kl
B社	300万円	15%	1.5kl
C社	120万円	12%	0.5kl
D社	150万円	12%	0.7kl
E社	100万円	12%	0.5kl
F社	180万円	10%	1.0kl

予算残額が700万円の場合、

- ①省エネ効果における率が高いA社、B社を選定
- ②省エネ効果における率が同位で並ぶC社、D社、E社のうち、原油換算量が多いD社を選定
- ③A社、B社、D社の補助申請額を除いた予算残額50万円をC社とE社で按分(各25万円)
- ④F社は、補助対象要件を満たすものの、予算残額がないため不採択

4. 補助事業の基本的な流れ(スケジュール)

1 申請書の提出【申請者】 受付:令和8年4月1日(水)9時~4月24日(金)16時30分【必着】

下記申請書類を持参、郵送、メールにて企業誘致連携課まで提出してください。
なお、先着順ではありません。

《提出するもの》

- ①交付申請書(様式第1号) ②市税の完納証明書(発行から3か月以内)
- ③会社パンフレット等 ④見積書(2者以上)の写し ⑤機器カタログ等(省エネ効果根拠資料)

2 交付決定の通知【松阪市】

- ・申請書の内容を、交付要綱及び交付要領に定める補助対象要件や審査基準に基づき審査し、交付を決定します。書類審査の後、補助金交付決定者に**交付決定通知書**を送付します。

3 補助事業の実施【申請者】

- ・交付決定通知後、申請内容に沿って補助事業を実施してください。
 - ・補助対象期間は**交付決定日から令和9年2月19日(金)まで**です。
- なお、補助対象期間を超えて実施した事業は対象外となりますので、ご注意ください。

必要に応じて

証拠書類の整理・保管
をお願いします



4 変更交付申請の提出【申請者】

※以下の場合、必ず事前に事務局までご連絡ください。

- ・補助事業者の社名・代表者に変更があった場合
 - ・交付決定後に、補助事業の内容や補助対象経費を変更しようとする場合等
- ※事前に**変更交付申請書(様式第3号)**の提出と市長の承認が必要です。
変更承認の後でなければ発注・契約はできませんので、ご注意ください。**

5 変更交付決定の通知【松阪市】

- ・変更申請書の内容を審査します。書類審査の後、**変更交付決定通知書**を送付します。

6 実績報告書の提出【申請者】

- ・補助事業の完了した日から起算して30日を経過する日または**令和9年2月19日(金)のいずれか早い日までに**ご提出ください。

《提出するもの》

- ①実績報告書(様式第5号) ②発注書、契約書、納品書等(経費に関する書類)の写し
- ③請求書、領収書等(支出証拠書類)の写し ④実施状況の写真(施工前、施工中、施工後)

7 実績報告書の審査【松阪市】

- ・実績報告書を審査します。実績報告書等に不備・不足等があった場合は、修正依頼や追加の書類提出依頼を行います。

8 補助金額の確定及び通知【松阪市】

- ・実績報告書の審査を行い、補助金額の確定後、**補助金確定通知書**を送付します。

9 請求書の提出【申請者】

- ・補助金確定通知書を受け取った後に、**請求書（様式第7号）**を提出してください。

10 補助金の交付【松阪市】

- ・請求書（様式第7号）の提出があった日から原則1か月以内に補助事業者の指定口座に振り込みます。

事業完了後

11 事業完了後状況報告への協力【申請者】

※令和9年12月頃予定

- ・設備更新における効果(事業終了後1年程度)について状況報告を求める場合がありますので、当事業における効果について分かるよう把握をお願いします。



(1) 補助事業関係書類の保存

- ・補助事業終了後から5年間は、補助事業に関する書類(通知書、帳簿及び証拠書類等)の保管をお願いします。

(2) 財産処分の制限

- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。状況によっては交付済み補助金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。
- ・上記のような事柄の可能性が出てきましたら、事前にご相談ください。

5. 省エネ効果の計算方法

(1) 省エネ効果

本補助金においては、エネルギー価格高騰対策の観点から「省エネ効果10%以上」の設備更新を補助対象としています。この省エネ効果については、機器カタログ等に記載の消費電力等を基に算出していただく必要があります。計算方法については後述を参考にしてください。なお、機器カタログ等の代わりに別途民間事業者等が実施する省エネ診断等により省エネ効果を算出できる場合は、根拠資料として活用することができます。

(2) 計算方法

既存機器及び更新機器それぞれの機器カタログ・仕様書等に記載のエネルギー使用量(消費電力量、ガス使用量等)を使い、比較してください。交付申請書には計算過程(計算式)も含めて記述してください。

<計算例> A 機器から B 機器への更新の場合

$$\begin{aligned} \text{A 機器の消費電力量} &: 80\text{kWh} & \text{B 機器の消費電力量} &: 65\text{kWh} \\ \text{削減電力量} &: \text{A 消費電力量} - \text{B 消費電力量} = 80 - 65 = 15\text{kWh} \\ \text{省エネ効果} &: \text{削減電力量} \div \text{A消費電力量} \times 100 = 15 \div 80 \times 100 = 18.75\% \end{aligned}$$

また、省エネ効果の算出にあたり、既存機器と更新機器でエネルギー源(電力、ガス、灯油等)が違う場合は原油換算して計算していただきます。下記換算係数早見表を参考に計算してください。

<換算係数早見表>

エネルギー源	発熱量係数(GJへの変換)	原油換算係数(klへの変換)
電力(kWh)	0.00864(GJ/kWh)	0.0258(kl/GJ)
都市ガス(Nm ³)	0.045(GJ/Nm ³)	
LPガス(kg)	0.0508(GJ/kg)	
灯油(L)	0.0367(GJ/L)	

※上記表の数値を用いる際には、単位にズレが発生しないようご注意ください。

(MJとGJ、Nm³と千Nm³など)

<計算例> A 機器(都市ガス)から B 機器(電力)への更新の場合

$$\begin{aligned} \text{A 機器のガス使用量(1時間あたり)} &: 20\text{m}^3 & \text{B 機器の消費電力量} &: 65\text{kWh} \\ \text{A 原油換算量} &: \text{A ガス使用量} \times \text{発熱量係数} \times \text{原油換算係数} \\ &= 20 \times 0.045 \times 0.0258 = 0.02322\text{kl} \\ \text{B 原油換算量} &: \text{B 消費電力量} \times \text{発熱量係数} \times \text{原油換算係数} \\ &= 65 \times 0.00864 \times 0.0258 = 0.01449\text{kl} \\ \text{削減原油換算量} &: \text{A 原油換算量} - \text{B 原油換算量} = 0.02322 - 0.01449 = 0.00873\text{kl} \\ \text{省エネ効果} &: \text{削減原油換算量} \div \text{A 原油換算量} \times 100 = 0.00873 \div 0.02322 \times 100 = 37.6\% \end{aligned}$$

※ガス機器について、機器カタログ等にkWで表示されている場合は上記換算係数を用いずに比較して問題ありません。